○ 投資法人の計算に関する規則 (平成十八年内閣府令第四十七号)

改正案	現
(定義)	(定義)
第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」	第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、
、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会	、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会
社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有	社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有
価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、	価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、
資産保管会社又は一般事務受託者をいう。	資産保管会社又は一般事務受託者をいう。
2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、
定めるところによる。	定めるところによる。
一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。	一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
イ 成立の日における貸借対照表	イ 成立の日における貸借対照表
ロ 各営業期間(法第百二十九条第二項に規定する営業期間をい	ロ 各営業期間(法第百二十九条第二項に規定する営業期間をい
う。以下同じ。)に係る計算書類(同項に規定する計算書類を	う。以下同じ。)に係る計算書類(同項に規定する計算書類を
いう。以下同じ。)、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算	いう。以下同じ。)、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算
書並びにこれらの附属明細書	書並びにこれらの附属明細書
二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金	二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、
及び当期未処分利益又は当期未処理損失をいう。	及び当期未処分利益又は当期未処理損失をいう。
三 支配取得 投資法人が他の投資法人(当該投資法人と当該他の	三 支配取得 投資法人が他の投資法人(当該投資法人と当該他の
投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人	投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人
を除く。以下この号において同じ。)又は当該他の投資法人の事	を除く。以下この号において同じ。)又は当該他の投資法人の事

業に対する支配を得ることをいう。

以上の投資法人に係る関係をいう。

賞法人が他の全ての投資法人を支配している場合における当該二同じ。)をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投回、対重支配下関係(一時的な支配を除く。以下この号において

する財産をいう。
第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。)が承継
る吸収合併をいう。以下同じ。)により吸収合併存続法人(同項
五 吸収合併対象財産 吸収合併(法第百四十七条第一項に規定す

金銭をいう。以下同じ。)の投資主に対して交付する投資口又は活人をいう。以下同じ。)の投資主に対して交付する投資口又は消滅法人(法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅不一吸収合併対価一吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併

り算定された吸収合併対価の価額をいう。 七 吸収合併対価時価 吸収合併対価の時価その他適切な方法によ

当該イ又は口に定めるものをいう。八 先行取得分投資口 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、

滅法人が有する当該吸収合併消滅法人の投資口る吸収合併消滅法人の投資口又は吸収合併の直前に吸収合併消化 吸収合併の場合 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有す

。以下同じ。)の場合 各新設合併消滅法人(同項第一号に規口 新設合併(法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう

業に対する支配を得ることをいう。

兀

二以上の投資法人に係る関係をいう。
資法人が他のすべての投資法人を支配している場合における当該同じ。)をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投のを含む。)に支配(一時的な支配を除く。以下この号において共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者(人格のないも

する財産をいう。第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。)が承継第一号に規定する吸収合併存続法人の)により吸収合併存続法人(同項る吸収合併対象財産、吸収合併(法第百四十七条第一項に規定す

五.

金銭をいう。以下同じ。)の投資主に対して交付する投資口又は法人をいう。以下同じ。)の投資主に対して交付する投資口又は消滅法人(法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅、吸収合併対価、吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併

り算定された吸収合併対価の価額をいう。
七 吸収合併対価時価 吸収合併対価の時価その他適切な方法によ

当該イ又は口に定めるものをいう。ハー先行取得分投資ロー次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、

滅法人が有する当該吸収合併消滅法人の投資口る吸収合併消滅法人の投資口又は吸収合併の直前に吸収合併消不、吸収合併の場合、吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する。

。以下同じ。)の場合 各新設合併消滅法人(同項第一号に規口 新設合併(法第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう

設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。)が有する当該新

同じ。)が承継する財産をいう。四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下九 新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人(法第百

消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。 十 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併

より算定された新設合併対価の価額をいう。 十一 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法に

り支配取得をするものをいう。 十二 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、新設合併によ

人という。継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承

- 。 新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をい 十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する

対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。 十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非

住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されに差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間、税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金

設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。)が有する当該

同じ。)が承継する財産をいう。四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人(法第百新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人(法第百

九

消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併

より算定された新設合併対価の価額をいう。 十一 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法に

十二 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、新設合併によ

継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承り支配取得をするものをいう。

う。 新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をい新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をい十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する

人をいう。

対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。 十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非

住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されに差異がある場合において、当該差異に係る法人税等(法人税、額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間十六 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金

取引をいう。 的に認められる取引をいう。 ることを目的とし、 係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺す 引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。) に 生すると見込まれるものを含む。 大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの 処理をいう。 人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。 (ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ ヘッジ会計 以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引 )に係る損益を同一の会計期間に認識するための会 ヘッジ手段 かつ、当該損失の危険を減殺することが客観 法人税等を控除する前の当期純利益の金額と 以下同じ。)に係る損益とヘッジ対 (資産(将来の取引により確実に発 以下この号において同じ。)若 (昭和三十八年 (財

分することにより、

る事業税をいう。

)をいう。

以下同じ。)の金額を適切に期間

配

十八 資産除去債務 使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義 務及びこれに準ずるものをいう。 有形固定資産の取得、 建設、 開発又は通常の

十九 則及び手続をいう。 会計方針 計算書類の作成に当たって採用する会計処理 の原

に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすること 遡及適用 新たな会計 方針を当 「該営業期間 より 前の営業期間

> 十七 計処理をいう。 取引をいう。 象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ 的に認められる取引をいう。 ることを目的とし、 係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺す 引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。) に 大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 を含む。以下この号において同じ。)又はデリバティブ取引 生すると見込まれるものを含む。 法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。 分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と る事業税をいう。)をいう。 しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの ヘッジ会計 )に係る損益を同一の会計期間に認識するための会 ヘッジ手段 かつ、当該損失の危険を減殺することが客観 以下同じ。)に係る損益とヘッジ対 以下同じ。)の金額を適切に期間 ( 資 産 以下この号において同じ。)若 (将来の取引により確実に発 (昭和三十八年 (財

十八 資産除去債務 務及びこれに準ずるものをいう。 使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義 有形固定資産の取得、 建設、 開発又は通常

(新設)

(新設)

する不動産をいう。  する不動産をいう。  であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有 二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動債務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。	。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じるブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。)をいう二十六 金融商品 金融資産(金銭債権、有価証券及びデリバティ	いう。 類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することを 類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することを 二十五 誤謬の訂正 当該営業期間より前の営業期間に係る計算書 ことにより生じた誇りをいう	成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用した二十四 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作たってした会計上の見積りを変更することをいう。	でき、当該営業期間より前の営業期間に係る計算書類の作成に当二十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。	実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に二十二 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確	をいう。
る不動産をいう。  一十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産活十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。	)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。)をいう。十九 金融商品 金融資産(金銭債権、有価証券及びデリバティブ	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第五十四条 ればならない。 条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなけ 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前

前期繰越利益又は前期繰越損失の額 (遡及適用又は誤謬の 遡 及 訂 正

適用等をした後の額をいう。

(以下

一遡及適用等」

という。

をした場合にあっては、

2 遡及適用等をした場合にあっては、 利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しな 項第 定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩し 号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき 遡及適用等をする前の前期繰越 の額

(新設)

ればならない。

3 第一 当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金 当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、 にあっては、 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約 項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人 払戻しに伴う当期純利益の分配額は第 一項に規定する (法第六十七条 払戻しに伴う

4 に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期未処分利益 又は当期未処理損失として表示しなければならない。 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一 項各号

額を加算する形式により、

表示しなければならない。

を加算する形式により、

表示しなければならない。

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、 この条に定めると

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第五十四条 ればならない。 条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなけ 次に掲げる額は、 その内容を示す適当な名称を付して前

前期繰越利益又は前期繰越損失の額

定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金額 期純利益金額から当該金額を減算する形式により、 にあっては、 第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約 払戻しに伴う当期純利益の分配額は前項に規定する当 払戻しに伴う当 (法第六十七

3 に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、 又は当期未処理損失として表示しなければならない。 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第 当期未処分利益 一項各号

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めると

げるものについて明らかにしなければならない。この場合において7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲	げるものについて明らかにしなければならない。この場合において7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲
二 繰延ヘッジ損益	二 繰延ヘッジ損益
一 その他有価証券評価差額金	一 その他有価証券評価差額金
称を付した項目に細分することができる。	称を付した項目に細分することができる。
6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名	6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名
ことができる。	ことができる。
5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分する	5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分する
三 当期未処分利益又は当期未処理損失	三 当期未処分利益又は当期未処理損失
二 任意積立金	二 任意積立金
一 出資剰余金	一 出資剰余金
0	0
4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない	4   剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない
四 自己投資口	四 自己投資口
三 剰余金	三 剰余金
二 新投資口申込証拠金	二 新投資口申込証拠金
一 出資総額	一 出資総額
3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
二評価・換算差額等	二 評価・換算差額等
一 投資主資本	一 投資主資本
ければならない。	ければならない。
2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな	2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しな
ころによる。	ころによる。

由を明らかにしなければならない。 第二号に掲げるものは、 各変動事由ごとに当期変動額及び変動事

びこれに対する影響額。 当期首残高 (遡及適用等をした場合にあっては、 次項において同じ。 当期首残高及

当期変動額

当期末残高

8 ることを妨げない。 るものについては、 て明らかにしなければならない。 評価・換算差額等に係る項目は、 その主要なものを変動事由とともに明らかにす この場合において、第二号に掲げ それぞれ次に掲げるものについ 8

当期首残高

当期変動額

当期末残高

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、 次に掲げる項目に区分して表示しなければな

継続企業の前提に関する注記

らない。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

五四 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りの変更に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

> 由を明らかにしなければならない。 第二号に掲げるものは、 各変動事由ごとに当期変動額及び変動事

当期首残高

当期変動額

当期末残高

合において、 残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場 価・換算差額等に係る項目は、 主要な当期変動額について それぞれ当期首残高及び当期末 その変動事由とともに明

(新設)

らかにすることを妨げない。

(新設)

(新設)

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、 次に掲げる項目に区分して表示しなければな

らない。

継続企業の前提に関する注記

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(新設)

(新設)

(新設)

(新設

十 九 八 七 貸借対照表に関する注記

損益計算書に関する注記

投資主資本等変動計算書に関する注記

税効果会計に関する注記

+ リースにより使用する固定資産に関する注記

十二 金融商品に関する注記

賃貸等不動産に関する注記

十四四 関連当事者との取引に関する注記

十五 口当たり情報に関する注記

重要な後発事象に関する注記

その他の注記

(重要な会計方針に係る事 ,項に関する注記)

第六十一条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、 会計方針に

資産の評価基準及び評価方法

関する次に掲げる事項

(重要性の乏し

いものを除く。

とする。

固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

兀 収益及び費用の計上基準

Ŧī. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

> 三 貸借対照表に関する注記

兀 損益計算書に関する注記

投資主資本等変動計算書に関する注記

六 五 税効果会計に関する注記

リースにより使用する固定資産に関する注記

七

七の二 金融商品に関する注記

七の三 賃貸等不動産に関する注記

八 関連当事者との取引に関する注記

九 一口当たり情報に関する注記

重要な後発事象に関する注記

その他の注記

(重要な会計方針に係る事 項に関する注記)

第六十一条 を除く。 その他計算書類作成のため 作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法 方針」という。 とする。 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、 であ って、 の基本となる事項 次に掲げる事項 (重要性の乏しいも (次項において 計算書類の

資産の評価基準及び評価方法

固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

兀 収益及び費用の計上基準

Ŧī. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

	び適用開始時期
	適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及
	ロ 当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及
	イ 計算書類の主な項目に対する影響額
	げる事項を除く。)
	を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲
	用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更
	四 当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及適
	額に対する影響額
	三 遡及適用をした場合には、当該営業期間の期首における純資産
	二 当該会計方針の変更の理由
	一当該会計方針の変更の内容
	。)とする。
	変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く
	認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に
(新設)	第六十一条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と
	(会計方針の変更に関する注記)
二 表示方法を変更したときは、その内容	
由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	
<ul><li>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理</li></ul>	
ものを除く。)も重要な会計方針に関する注記とする。	
2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しい	(削除)

	(誤謬の訂正に関する注記)
	する事項財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関
	三 当該会計上の見積りの変更が当該営業期間の翌営業期間以降の
	二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
	一当該会計上の見積りの変更の内容
	のを除く。)とする。
	積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいも
(新設)	第六十一条の四(会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見
	(会計上の見積りの変更に関する注記)
	二 当該表示方法の変更の理由
	一当該表示方法の変更の内容
	。)とする。
	変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く
	認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に
(新設)	第六十一条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と
	(表示方法の変更に関する注記)
	に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
	又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響
	ハ 当該会計方針の変更が当該営業期間の翌営業期間以降の財産

に掲げる事項に係る額を算定したときは、その旨 の期首に投資口の併合又は投資口の分割をしたと仮定して前二号 の明首に投資口の併合又は投資口の分割をした場合において、当該営業期間 と 投資法人が当該営業期間又は当該営業期間の末日後において投	二 一口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額。	第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする(一口当たり情報に関する注記)	二   当該営業期間の期首における純資産額に対する影響額   一   当該誤謬の内容   一   当該誤謬の内容   (重要性の乏しいものを除く。)とする。   における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。
	二 当期純利益金額又は当期純損失金額一 当該営業期間末日における純資産額る額とする。	第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、一口当たりの次に掲げ(一口当たり情報に関する注記)	(新設)

## ○ 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)

		改	正	案								現		行			
別紙様式(第80条	第1項関係)							別紙様式	(第80条第	第1項関係	)						
		附属	明明	細書							ļ	附 属	明	書			
第1~第3 (略	<del>(</del> })							第1~第	3 (略)								
第4 不動産等明	細表							第4 不	動産等明紙	■表							
(1) 総括表						(単位:	)		総括表							(単位:	. )
				減価償却累	計額	- (単位: -   -   差引当								減価償却	累計額	差引当	; ) 
資産の種類	当期首     当期       残高     加額		当期末 残高	又は償 却累計 額	当期償却額	期末残高	摘要	資産の	/ ) 术亩 杢目	<u>前期末</u> 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	又は償 却累計 額	当期償却額		摘要
(略)				-   (映				(略)						()			
$3\sim6$	(略)								o /m#	<b>₩</b> \							
	(略)							第5~第		(略)							
55∼第8 (■	(略)					(単位:	)	(2)	· (3) 8 (略)	(略)						(単位:	: )
第5~第8 (〒 9 投資法人債 銘 柄	(略)	<del>_</del>		利率	償 還 期 限	(単位:	) 担保	(2) 第5~第 第9 投 <u></u>	<ul> <li>(3)</li> <li>(略)</li> <li>(資法人債明</li> <li>柄</li> </ul>	(略) ) ]細表 ě 行	<u>前期末</u> 残 高	当期減少額	当期末 残 高	利率	償 還期 限	使 途	: ) 担保
第5~第8 (m 第9 投資法人債 <u> </u>	(略) 答 質明細表 発 行 <u>当期</u> 年月日 <u>残</u>	<del>_</del>		利率				(2) 第5~第 第9 投資	・ (3) 8 (略) 資法人債明 柄 第	(略) ) ]細表 ě 行				利率		使 途	
第5~第8 (m 第9 投資法人債 <u>銘 柄</u> (略) 第10・第11 (略	(略) 各) 香明細表 発 行 <u>当期</u> 年月日 <u>残</u>	<del>_</del>		利率		使 途	担保	(2) 第5~第 第9 投 <sup>3</sup> <u></u>	<ul> <li>(3)</li> <li>(8)</li> <li>(8)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> </ul>	(略) 引細表 ě 行 F月日				利率		使 途	担保
第5~第8 (m 第9 投資法人債 銘 柄	(略) 養明細表 発 行 <u>当期</u> 年月日 <u>残</u> 子)	高 減少額	残高	用末 平均和	期限	使 途	担保	(2) 第5~第 第9 投資 (略) 第10・第1	<ul> <li>(3)</li> <li>(8)</li> <li>(8)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(8)</li> <li>(9)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li></ul>	(略) 引細表 ě 行 F月日	残 高		残高		期限	使 途	担保 : )